

「平成 28 年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

2015 年 12 月 28 日
埼玉県消費者団体連絡会

12 月 8 日に公表されました「平成 28 年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」につきまして、埼玉県における食の安全に関する取り組みを前進させる立場で、埼玉県消費者団体連絡会として、次のように意見を表明します。

1. 全体 食品衛生監視指導計画(案)に対する意見募集の時期について

昨年の意見を反映させて、公表時期・意見募集を 12 月上旬に前倒し、実施されたことに、敬意を表します。食の安全性確保は埼玉県にとって重要な施策であり、これにより予算的措置を含む充実した施策の検討計画、県民とのコミュニケーションが前進することに期待します。

2. II-3-(3) イ 他部局との連携 食品などの表示に係る問題

2016 年 4 月 1 日より課徴金制度をともなう改正景品表示法が施行されることになりました。あとを絶たない食品表示の偽装を無くしていくために、食品安全局の各部と、所管する県民生活部との連携強化は欠かすことはできません。計画にもあるように、一体となり取り組みをすすめてください。あわせて、計画に対する中間報告、報告書において具体的な連携事例を記述してください。

3. II-3-(3) カ 他部局との連携 食中毒の注意喚起

福祉施設・児童施設などの食中毒のリスクを減らすためには、福祉部との連携が大切であると考えます。また、野生鳥獣肉のリスクを減らすために環境部との連携も重要であると考えます。計画において、所管部局との連携が盛り込まれたことを評価するとともに、III-1-(2)の方針を所管部局と連携して、具体的にすすめていってください。あわせて、計画に対する中間報告、報告書において具体的な連携事例を記述してください。

4. III-1-(1) 野生鳥獣肉（ジビエ）の利活用

野生鳥獣捕獲後の個体を地域資源として活用することは、良いことであると考えますが、そのためにも、法律を順守する取り組み、啓発が重要になります。より一層の営業者への衛生管理指導および消費者への注意喚起をすすめてください。

5. III-1-(2) エ および IX-3 県民に対する情報提供・普及啓発

食中毒・食品表示など食に関する情報を県民に対して発信する取り組みを強化してください。啓発ツールとして活用されている「コバトン食の安心かわら版」は非常にわかりやすく、今年度作成された食品表示に関する特集は、県内消費者団体でも活用され、学習を広めるツールとなりました。しかし、残念ながら多くの県民が目にする状況ではないと考えています。パンフレット・リーフレットなども同様に、作成した後の活用を民間事業者や市民団

体・消費者団体も巻き込んで、広めていけるように取り組みの強化をお願いします。消費者団体も一緒になってすすめていきたいと考えています。

6. Ⅲ-2- (2) 食品表示対策方針

2015年4月1日より食品表示法が施行され、新たな法制度にもとづく表示が始まりました。計画にもあるように、食品等事業者に対して、適正な表示の実施ができるように、監視指導を徹底してください。また、ご存じのとおり12月には農産物直売所・道の駅における表示に不適切なものが多いとして、消費者庁が集中監視を都道府県と一緒に取り組んでいます。埼玉県は農産物直売所が多く（188か所）存在しています（埼玉県農業ビジネス支援課ホームページより）。県民が安全にこうした施設を利用できるように、監視指導計画の中に、農産物直売所に対する表示の監視指導強化を盛り込んでください。

7. Ⅸ 2. (3) リスクコミュニケーターの資質向上

リスクコミュニケーターを教育の現場に広げ、資質を向上させる取り組みはとても意味のあることであると考えます。積極的にすすめてください。また、市民団体・消費者団体の中には食に関する取り組みを展開している団体が多くあります。リスクコミュニケーションをすすめる担い手として、教育関係者以外にも、リスクコミュニケーター制度の対象を広げ、市民団体・消費者団体などとの連携を検討してください。

以上、意見表明をいたします。